

博士論文要旨

十八世紀フランスにおける「交際社会」の確立

十八世紀フランスの処世術論

増田都希

論文指導委員 山崎耕一教授

目 次

序 章

1. 問題の所在 (5)
 - I) 「交際社会」…スミスの交換原理とアリストテレスの交換原理 (6)
 - I-i スミスの交換原理
 - I-ii アリストテレスの交換原理
 - I-iii 社交性向と欲望と文明化
 - II) 行儀作法中心史観からの転換 (15)
 - II-i 「処世術論」という時代錯誤
 - II-ii ふるまいの文明化の功罪
 2. 史料の解説
 - I) 「処世術書」とは (28)
 - II) 処世術書の出版状況 (32)
 - III) 第三期の特徴…処世術書の乱立期 (38)
 - IV) タイトル分析 (40)
- 第1章 *civilité* 行儀作法と *politesse* 上品さ/礼節 (45)
- 第1節 *civilité* と *politesse*…似て非なる二つの観念 (46)

politesse
civilité
行儀作法とコレージュ教育
 - 第2節 *civilité* 概念の変化 (54)

自由市民の資格とたしなみ
politesse の反意語としての *civilité*…民衆的規範、偽りの作法
 - 第3節 *civilité* 概念の失墜…内面と外見の乖離 (64)

内面と外見の乖離
反専制主義から専制主義の属性へ
 - 第4節 *civilité* と *étiquette* (75)

宮廷儀礼研究…王の「神聖化」、「非神聖化」の鏡としての宮廷儀礼
宮廷儀礼による文明化?
Étiquette…実体と表象の混同、すなわち信仰
 - 第5節 作法と徳の非両立性…中庸という文明化への道 (86)

作法と徳の非両立性
- 第2章 「交際社会」の確立基盤…第三期におけるふるまいの規範の再建 (92)
- 第1節 「交際社会」 (93)
 - 第2節 *politesse* による交際社会 (94)
 - 第3節 *politesse* 「上品さ」から「礼節」へ (99)

politesse ……「上品さ」
politesse ……「礼節」
英雄…孤高の徳人から習俗の英雄へ

貶められた「礼節」の再建

第4節 『気に入られること』をめぐる論争…モンクリフの功利主義とユートピアの破壊 (107)

モンクリフ…礼節、すなわち「気に入られること」

『気に入られること』の実践例としてのモンクリフ

『気に入られること』をめぐる論争とモンクリフによる交際社会

◇気に入られる方法…「恐れ」か、「欲望」か

◇欲望の共有…教育による人間本性の文明化

◇モンクリフの功利主義?…社交界のことはで語られた功利主義

◇秘儀の公開…ユートピアの危機

第5節 モンテスキューにおける交際社会の確立 (131)

上品さと行儀作法の逆転?

文明化の二つの敵…野蛮と過度の洗練

「交際社会」の成立要件…「行儀作法」

ふるまいの規範の本質的弱点…文明化の功罪

第6節 デュクロ…*politesse* から *police* へ (142)

第3章 社交性 *sociabilité* と文明化 *civilisation* (149)

第1節 二つの *société de commerce* …文明化の営み (150)

第2節 社交性と文明化 (155)

ディドロ (158)

ルノーの *commerce* 批判 (161)

ミラボーにおける社交性 (171)

◇類義語としての社交性と文明化

◇文明化

第3節 交際術書から人生指南書へ…*sociable, sociabilité, savoir-vivre* (186)

第4章 十八世紀後半(第三期)の処世術書…人生指南書 (193)

第1節 一般的性格 (194)

人生という時間

生き方を知る *savoir vivre*…自己を知る、人間を知る、社会を知る

第2節 個別テーマ (202)

(1) 夫婦関係、婚姻

夫の選定と結婚生活

(2) 労働

(3) 財産管理

経営

慈善

第3節 著者と読者と読書 (223)

著者

読者

◇処世術書の読者像…文明化の担い手

◇「ブルジョワジー」=商人?

◇「中間の人びと」の「中間の人びと」による文明化
読書

◇読書実践…二名の实在読者

第5章 内面と外見の溝の克服 (246)

法制度による習俗の改革…法と習俗の関係逆転 (251)

科学による習俗の改革 (254)

終章 (261)

参考文献一覧 (271)

I) 問題の所在

本論の目的は「処世術論」の考察から、十八世紀フランスにおける「交際社会」の成立過程を捉えることにある。「処世術論」も「交際社会」も聞き慣れないことばであろうから、本論のキー概念となるこれらの概念を定義づけることで、本論の目的およびそのための手続きを明らかにしていきたい。

まず本論では、「処世術」を他者との心地よい共生を目的とする規範および規則を指す概念として用いる。処世術に類似の概念として「ふるまいの規範 (= 「作法」)」があるが、「作法」が一般的に食事、訪問、観劇などの社会的慣習行動におけるふるまいの規則を指すのにたいし、「処世術」は共同生活における生き方そのものを説くより包括的な観念であり、よって「作法」は「処世術」の一部をなすと考える。

また、人間社会を律する規範は法、倫理的規範、慣習的規範の三つに大別されるが、「処世術論」とはこのうちの慣習的規範に相当する。たとえば、「挨拶をする際には脱帽する」というルールを定めるのが慣習的規範であり、これは「法」の管轄外の規則であり、また帽子の着脱自体は道徳的善悪を伴わない行為であるから、道徳や宗教の定める倫理的規範とも異なる。よって「処世術」は「法」および「倫理的規範」の関与しない領域におけるルールを定め、両者を補う規範であるということができる。

次に「交際社会」であるが、このことばに聞き覚えがなくとも「商業社会 *société de commerce*」ならあるだろう。分業の発展によって各人が異なる所有物を有し、市場を通じてそれらを交換し合うことで各々が自己の最大利益を追求し、それによって社会全体の豊かさも実現するとされる社会である。限られた量の富を求めて人びとが恒常的闘争状態に陥るのを防ぐために二つの対策が考えられたが、一つが分業による効率的生産による富の総量の増大、もう一つが交換という富の平和的獲得法である。これによって、一方では日々増大しかつ多様化する欲望に応え、他方で各人が現在欲するものを入手し、不要となったものを手放すことで、暴力に訴えることも名誉や体裁を失うこともなくその時々の方々の物質的欲望をある程度満たすことが可能になる。つまり「商業社会」とは、交換という欲望の代謝システムによる人間の平和的共生を実現する社会システムであった。周知のように、当時の *commerce* は「交際」「商業」のいずれも指していたが、筆者の仮説によれば「商業社会」と同一の原理(交換の原理)にもとづき、同一の目的のために構想された社会システムが「交際」についても検討されていた。本論の目的は、その過程を明らかにすることにある。

「商業社会」における「欲望」が第一に物質的欲望であるのにたいし、「交際社会」におけるそれは何よりも他者から評価されたい、信頼されたいという精神的欲望を指す。十八世紀に余剰を求める物質的欲望が自然法にもとづいて正当化されつつあったのと同様に、他者からの評価を求める「評価欲」も生命維持に不可欠ではないが、本性的に他者との共存を望む社交性を備えた人間が人間らしく生きるための二次的な必要物として承認されつつあった。このことは、それまで特権階層の占有物であった洗練されたふるまいが、「評価欲」を満たすための手段として、より低い社会階層の人びとの欲望の対象となったことを意味する。実際、十七世紀後半から上流社会のふるまいを教示する作法書が大成功を収める一方、廉価作法書も大量に流布していた。このように各人の欲望の追求が正当化された社会は、闘争状態に陥る危険をたえずともなう。自己の評価欲をみたすために各人が自身的美談を語り、自己の評判をあげるために他者の悪口をいひはじめたら、人間関係は劣悪になる。一般に、人間には本性的に他者との交際を望む「社交性向」があると考えられていたが、暴力的な評価欲のために社交性向が萎縮しかねないのである。ここで留意せねばならないのは、十八世紀における「交際」が単に社交上の活動を指すのではなく、はるかに広い概念だった点である。十八世紀において「交際」を論じることは、人間のあいだのやりとり(友人、知人との付き合い、親と子、主人と召使、君主と臣民の関係、国家間の付き合い(外交交渉)...)をあまねく論じることと同義であり、「交際」における規範である「処世術論」が問うのは、個々人間で結ばれる絆であると同時に、政治組織としてのポリスと各構成員とを結ぶ社会・政治的紐帯のあり方でもあった。したがって、社交性向の萎縮、それに

よる社会的紐帯の破壊による「交際」の無秩序は倫理的規範の墮落の問題に留まらず、共同体の存立を揺るがしかねない政治的危機であった（だからこそ「交際」や「処世術」が知識人が論じるべきテーマと考えられていた）。このような問題関心から、十八世紀には欲望の制御と交換による社会の精神的豊かさの追求、および社会秩序の維持を実現させる「交際社会」の確立が急務と考えられたのである。

以上、「処世術論」「交際社会」の二つが本論におけるキー概念であるが、第三のキー概念は「文明化」である。エリ阿斯が『文明化の過程』で明らかにしたように、習俗の「文明化」は人間の動物的衝動、暴力性の制御を意味するが、これら衝動や暴力性の根源にあるのは欲望である。エリ阿斯が例示した一つに食卓でのマナーがあるが、そこでは食欲が問題となる。たとえ食欲自体が生存上、不可欠であるとしても、各人がその欲望のままにふるまえば、皿を舐め、骨をしゃぶるという獣のような行為や他者から肉を奪う行為に発展し、円滑な共同生活が阻まれる。欲望の無秩序な外在化の制御は共同生活に適した行動様式の根幹にあり、それは孤立していた未開人が心地よい集住生活を営む文明人になるための必須条件であった。つまり、文明化とは欲望の制御、およびそれによる円滑な共同生活の実現を意味するのである。「文明化」を善き共同生活の障害となる欲望の無秩序な外在化の制御と捉えるならば、通常は習俗論や道徳科学のテーマとして論じられる交際論も、同様に文明化の枠組みで捉えることができる。他方、十八世紀において同じく人間の欲望の充足と制御、それによる豊かで、良好な共同生活の実現を目指したのが揺籃期にあった「経済学」である。先述のように、当時の *commerce* には「交際」「商業」の双方の意味があったが、その語源的共通性は取り引き/やりとりによって双方の満足を引き出すという交換の原理にあり、それは同時代人にもはっきり認識されていた。経済思想研究、作法研究のいずれにおいても、このような交際と商業の原理的同一性は既知の事実として意識されているが、今日までほとんどの場合経済思想は経済学用語を、交際は交際の用語を用いながらそれぞれ別個の問題として論じられてきたのが現状である。交換原理による欲望の制御という観点から、完全には分化されていなかった「交際」と「商業」を同一線上で論じることで、当時の「文明化」論をいっそう包括的に捉えることが可能になるのである。

このように、本論では「交際社会」の確立過程の解明を「文明化の過程」のより包括的理解と位置づけたが、それはエリアスの描いた「文明化の過程」を補足し、修正することも同時に意味する。エリ阿斯によれば、「文明化」とは暴力と動物的衝動の排除による未開状態からの脱却の過程であり、それはフランスにおいては強力な中央集権国家の成立過程と併行している。このような図式に従うと、分析の中心は作法書の普及期であるとともに、フランスにおける中央集権国家の成立期である十六世紀から十七世紀となり、その決定的転換点は必然的にレイ十四世治世となる。エリアスの図式に従うかぎり、十八世紀後半は十七世紀末に最盛期を迎えたものの延長であり、その時代固有の動きは等閑視されることになる。実際に、十八世紀後半は作法研究においてはそのような処遇を受け、その一因はエリアスの影響力の大きさにあると思われる。

だが、問題はまさにそこにある。十八世紀における「文明化」は野蛮からの脱却であると同時に、行き過ぎた文明化によって浮上した新たな課題の克服でもあり、その課題とは個々人の無秩序な欲望の追求による共同体の崩壊であった。「交際社会」において飽くなき評価欲を制御するのは、そのような利己的な態度が結局は自身の評判の低落を招くにすぎないという計算（利害関心）であると考えられていた。他者の評判を故意に落とすような奸策は、最大限の利益獲得のための最良の手段ではないという理性的判断が期待されていたのである。しかし、ふるまいの「文明化」によって、表面上は善人のふりをしながら相手に近づき、相手が騙されたことに気づかないほどたくみに他者を騙すことすら可能になっていた。つまり、ふるまいの文明化が自己の名誉を傷つけることなく、他者を陥れ、それによって私欲を満たすことを可能にしたのである。このような文明化批判が十八世紀後半に濃厚になり、「交際社会」構想は再度の検討を迫られることになる。

こうした状況は「処世術書」の性格を大きく変えることになった。ここで、冒頭で挙げた「処世術」と「作法」の区別が重要になる。それまで「処世術書」は一方で、社交界のメンバーのための作法書、他方でコレッジ教育や慈善学校教育で使用される、主に子どもを対象とした作法書の二種が主流であった。こう

した「作法書」とは、社会的慣習行動におけるふるまいの規定を目的としており、裏をかえせば、自室にひとりである際の私的ふるまいには原則的には関与しないことになる。しかし、十八世紀後半の処世術書では管轄外とみなされる私の領域はほとんどない。処世術書は結婚生活、生産・消費生活、両親と子どもからなる家庭生活など各人の私生活にも立ち入りはじめ、各人の人生全体、社会空間全体が教示の対象である「人生指南書」となったのである。「作法」も重視されるが、それは多くのテーマのうちの一つに過ぎなくなる。作法の重要性が低下したからではなく、善き共同生活のために守らねばならない規則が一気に増大したからである。

このような十八世紀後半の処世術書において新たな「交際社会」のあり方が模索されるのだが、そこでは教育による欲望の統制が主要な課題として浮上する。十八世紀の論者は、宗教的戒律による欲望の否定や抑圧の無力さに気づき、「利害関心」という理性的判断力による欲望の無秩序な外在化の防止策を考案したが、ふるまいの文明化のために、この第二の防止策の有効性に疑念を抱かざるを得なくなった。そこで、考えられた第三の方策が、公益に適う欲望のみを自発的に抱く人間をつくるという教育による人格矯正である。教育によって文明化された人間は自己の利益を第一に考えるが、それが自然に共同体の利益にも貢献する。そのような人間をつくることで、私欲の飽くなき追求と公益の実現の調和を図る理想的「交際社会」が実現されるのである。

II) 本論の構成

まず第一章では、十八世紀における処世術を意味する代表的な二概念である *civilité* と *politesse* に注目することで、作法と徳との関係をめぐる議論を明らかにする。十八世紀のフランスにおいて「処世術」に該当する一般的概念は *civilité*、*politesse* であったが、十七世紀には類義語であった二つの概念は十八世紀中葉までに民衆が卑しさを隠すための偽りの仮面として *civilité* の権威が失墜し、*politesse* の相対的評価が向上する。同時に *civilité* であれ、*politesse* であれ、外見上のふるまいに関心をむける「作法」という規範そのものも「虚偽の術」として厳しい批判に晒される。外見を取繕って善人のふりをするための技である作法と内面の善きあり方を問う「徳」との非両立性が指摘されたのである。このような作法の本質を問う議論には、同時期における作法書の普及によって浮上した問題も関係している。すなわち、処世術とは一部の特権者のための装飾品か、万人の義務か、処世術は（民衆も含めて）万人に習得可能か、処世術の実践によっていかなる交際を目指し、いかなる社会をつくるべきかという議論に発展したのである。

続く第二章では、1730~1750年代の「交際社会」の代表的な論者である Fr=AP.ド・モンクリフ、Chデュクロ、モンテスキューの三者三様の構想を検討する。第一章でふるまいの規範の本質的欠陥が問題視されていたが、十八世紀の多くの論者はそれでも作法の社会的有益性を認めざるを得ないという結論に達する。こうして批判に晒されていた *civilité*、*politesse* を徳と両立可能な規範として再生させる試みがなされるとともに、これらを積極的に活用することで社会平和を実現させる社会システムの構想が練られていく。

第三章は、これまでの考察から一旦離れ、文明化の功罪という観点から処世術論を概観する。ここでは、ディドロ、ルソー、ミラボー伯爵の三者による人間の社交性向と文明化の関係をとり上げる。とはいえ、三者三様の「社交性向」および「文明化」の認識があり、その差異が彼らの見解の差異の根底にはある。集住する社会的/社会的動物である人間にとって、真の絆とはいかにして築かれるべきか、集住によってしか自足しえない人間の交際にとっての「文明化」とは何を意味するべきなのか。この問いについての三者の見解を明らかにすることが、本章での考察の中心となる。このうち、特にミラボー伯爵は「文明化 *civilisation*」の語の考案者として知られているが、彼の「*civilisation*」論を「交際/商業社会」という観点から再考する。

第四章では、十八世紀中葉から大革命前までの処世術書の分析を行う。具体的には、その内容、著者、読者の三点から検討であり、ここから「作法書」から「人生指南書」へという処世術書の変化の担い手となったのが中・小貴族から都市の富裕第三身分を含む広義での「中間の人びと」であることが明らかになる。

第五章では、以上で検討した十八世紀後半までの処世術論を別の観点から論じる。一つは法と処世術（慣習的法）の関係、もう一つは科学と処世術論の関係である。それまで、人為的な習俗の改革は不可能と考えられてきたが、十八世紀後半から制度や科学による改革が可能との考えがしだいにあらわれる。これが、革命期における教育論の端緒をなしていると考えられる。

終章では、第五章で触れた革命期の教育論との関係、また処世術論と国民的気質（国民性）との関係という視点を加えつつ、全体の総括をする。